

用語の定義

- (1) 「排水処理施設」とは、浄水場から場外に排出される排水が水質汚濁防止法の規制を受け、また、発生するケーキも産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けるため、排水水質や処分するケーキ等が基準を満たすように処理するための施設をいう。
- (2) 「更新」とは、現状存在する施設や設備の全部または一部を撤去し、新しい施設や設備を設置することをいい、「新設」とは現在設置されていない設備を新たに設けることをいう。
- (3) 「施設」と「設備」の違いを説明すると次のとおりである。一般にある特定の機能を有する施設は、複数の施設や設備により構成される。浄水場を例にとるならば、浄水場は浄水施設と排水処理施設により構成され、そのうち排水処理施設の処理プロセスを考えると、調整、濃縮、脱水、乾燥、処分（ケーキの再利用・処分）の他に上澄水の返送プロセスがある。これらのプロセスは各々が異なる機能を有していて、調整施設、濃縮施設、脱水施設と呼ばれることもある。その目的を達成するためのポンプや流量計、配管、流量調整弁、電源供給や監視制御、信号・データ電送のための設備を有することになり、このように機器単体に近いものを設備、設備を集積・複合化して、より高度なシステムとして機能させることにより目的を達成するものが施設である。ただし、設備といいながらも多数の設備によって構成されているものもあり、厳格に施設と設備が区分、定義されている訳ではない。対象の相対的な関係によって適宜使い分けられている。
- (4) 「コンクリート建築物・構築物」とは以下のとおりである。「建築物」は建築基準法において規定され明確に定義づけられているのに対して、水道施設のなかには濃縮槽の水槽部分のように、法令・基準等で明確に規定していないものがあるため、建築物をはじめとして水槽構築物等を含めた鉄筋コンクリート造の施設を総称して「コンクリート建築物・構築物」と呼称することとしたものである。
- (5) 「濃縮施設」とは、浄水場から送泥された汚泥の濃度を高めるための一連の施設であり、調整槽、濃縮槽及びこれらに付随する機械・電気設備等の総称である。
- (6) 「調整槽」とは、浄水場から間欠的に送泥される汚泥を受入れ、後続する濃縮槽内の汚泥濃縮を阻害しないように、連続的に送泥する施設であり（機能は排泥池に同じ）、当該施設に係る機械設備、電気・計装設備等の一切を含む。
- (7) 「送泥」とは、浄水処理工程において発生する沈でん汚泥を管路により濃縮施設まで移送することをいう。
- (8) 「濃縮槽」とは、調整槽からの汚泥を受入れ、圧密沈降により固液分離を行うことにより汚泥の濃度を高め、後続の脱水処理工程における脱水効率の向上を図るための施設（当該施設に係る機械設備、電気・計装設備等の一切を含む）をいう。

- (9) 「脱水施設」とは、脱水設備及び脱水機棟をいい、濃縮槽にて濃度を高めた汚泥からさらに水分を減少させ、ケーキとする施設の総称である。
- (10) 「脱水設備」とは、脱水機（濃縮槽からの汚泥の水分をさらに減少させ、ケーキ状にするための機械設備）、乾燥設備、搬送設備、場内ケーキ貯留設備、熱源設備、その他付帯設備をいう。
- (11) 「脱水機棟」とは、脱水設備を収める建物で、当該建物に附帯する建築電気設備（照明等）、建築機械設備（空調・換気設備、エレベータ等）、衛生設備（給排水設備等）の一切を含む。
- (12) 「上澄水」とは、汚泥濃縮過程で固形成分と分離される清澄な水をいう。
- (13) 「上澄水槽」とは、上澄水を一時貯留する水槽及び設備であり、また、一旦上澄水を受入れた後、または、受入れと併行して既設汚水池へ返送する施設（当該施設に係る機械設備、電気・計装設備等の一切を含む。）をいう。
- (14) 「汚水池」とは、浄水場内で発生する排水の内、浄水処理系に戻しても支障ない排水のみを受入れるとともに、受入れた排水を浄水施設の最上流施設である着水井に返送するための施設である（当該施設に係る電気・機械・計装設備等の一切を含む）。なお、当該施設は既存施設であるとともに本件事業の対象外施設である。
- (15) 「上澄水返送水」とは、排水処理施設から汚水池に返送される上澄水（ただし、事故時等にあつてはその処置について別途浄水場と調整）をいう。
- (16) 「管路」とは、更新施設や既存施設の施設間に位置し、汚泥や上澄水等を送る連絡管で、当該管路を構成する弁類・メータ等の一切を含む。
- (17) 「受電設備」とは、電力会社から高圧で電気を受電する設備で、必要とする電圧に変電し、各施設に供給するための一切の関連機器等をいう。
- (18) 「計装設備」とは、流量や濁度・濃度等を把握するための各種機器をいう。
- (19) 「監視制御設備」とは、計装設備からの情報を得て、適切な機器運転の維持と制御を行うための設備をいう。
- (20) 「建築設備」は、「建築機械設備」及び「建築電気設備」に分けられ、いずれも排水処理に直接関与する訳ではないが、排水処理施設の運用、維持管理を間接的に支援する設備である。前者には空調・換気設備、給排水設備、昇降設備（エレベータ）、火災報知器、消火設備等が含まれ、後者には照明設備等が含まれる。
- (21) 本件事業の業務は、（ア）設計及び更新等業務、（イ）排水処理施設全体の維持管理・運營業務、（ウ）脱水ケーキの再生利用業務、（エ）上澄水の返送業務である。
- (22) 「（ア）設計及び更新等業務」とは、排水処理施設に関わる設備更新等業務であり、(a) 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用、(b) 排水処理施設に係る設備の更新、(c) 管路の更新、(d) 維持管理・運営に不要な設備の撤去、(e) 進入道路の整備や必要な外構の整備、(f) 設備の新設、脱水機棟等の改良、(g) 施設の設計に分類される。
- (23) 「（イ）排水処理施設全体の維持管理・運營業務」は、①維持管理業務と②

- 運營業務に分けられ、①維持管理業務とは、施設の性能等の現状をそのままの状態に保ち、その機能が充分発揮されるよう機構や組織をはたらかせるための関連業務の一切をいう（清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）の他、新設施設の修繕及び新設・既存の機器更新を含む）。また、②運營業務とは、排水処理業務であり、浄水処理工程からの排泥を受け入れ、受け入れた汚泥を上澄水と分離し、脱水ケーキを生成する業務をいう。
- (24) 「（ウ）脱水ケーキの再生利用業務」とは、（a）脱水ケーキ搬出業務、（b）脱水ケーキ再生利用業務、（c）脱水ケーキ管理業務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく保管業務）をいう。
- (25) 「（エ）上澄水の返送業務」とは、上澄水を返送水管により既設汚水池へ返送（緊急時は別途、浄水場と調整）する業務をいう。
- (26) 「脱水ケーキ」とは、汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいう。
- (27) 「脱水処理」とは、汚泥をケーキとし、運搬、取扱い、処分を容易にするため、汚泥の水分（含水率）を減少させる処理をいう。
- (28) 「汚泥」とは、浄水処理工程で発生する細やかな砂や泥を含む水をいう。
- (29) 「処理固形物量」とは、汚泥を乾燥（含水率 0%に換算）したときの重量をいう。
- (30) 「再生利用」とは、脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいう。
- (31) 「提案書」とは、応募者が県水道局に提出した応募提案、県水道局からの質問に対する回答書その他の応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (32) 「不可抗力」とは、県水道局及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの又は通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないものなどをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。
- (33) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指すものとする。